

■各種がん検診のご案内

市では、市民の方を対象に次の日程でがん検診を実施します。

◆胃・大腸・肺・前立腺がん検診

日時／ 7月9日(金)～12日(月)

6時30分～10時30分

対象／ 胃・大腸・肺がん検診： 稚内市民

▼前立腺がん検診： 50歳以上の男性(市民)

◆子宮がん検診、婦人科超音波検査

日時／ 7月2日(金)～4日(日)

8時30分～9時30分 9時30分～10時30分 12時30分～13時15分 13時15分～14時00分

対象／ 20歳以上の女性(市民)

※市の子宮がん検診は2年に一度です。令和2年4月以降に同検診を受けた方は利用できません。

※子宮がん検診無料クーポン券をお持ちの方は、クーポン券を使って検診を受けてください。

◆各種検診について

検診は事前申し込みが必須です。

・稚内市国民健康保険加入の方は、助成制度により検診料金はかかりません。

・生活保護世帯、市民税非課税世帯等の方は、減免制度があります。申し込み時に申請してください。

・新型コロナウイルス感染症対策として、検診当日に体調確認をします。マスクの着用と手の消毒にご協力をお願いします。

・検診結果は約1か月～1か月半後に郵送します。

場所／ 保健福祉センター(中央4丁目16番2号)

申し込み・問い合わせ先

市健康づくり課健康推進グループ

☎23・4000

各種検診の料金

	40歳未満	40～74歳
胃がん検診	2,500円	1,500円
大腸がん検診	1,500円	1,000円
肺がん検診	600円	300円
かくたん検査	1,000円	500円

	50歳～74歳
前立腺がん検診	1,000円

	20歳以上の女性
子宮がん検診	1,500円
超音波検査	300円

※婦人科超音波検査は、子宮筋腫の有無や大きさ、卵巣の状態を確認する検査です。

※75歳以上の方は無料です。

■合併処理浄化槽設置費の助成等のお知らせ

市では、公共下水道の事業計画認可地域以外の地域で、合併処理浄化槽を設置する方に、浄化槽設置費用の一部助成と、水洗トイレに改造する費用などの貸し付けを行っています。

◆合併処理浄化槽の設置費用の一部助成について

利用できる方

・対象地域で新築する建物及び既設の建物に合併処理浄化槽を設置する方

・市税等の滞納がない方

・助成を申請する年度内に設置工事を完了できる方

助成の金額

合併処理浄化槽の設置に要する費用(浄化槽本体購入費、設置工事費、放流管工事費の合計額)の半額

設置助成限度額

5人槽 60万円

6～7人槽 75万円

8～10人槽 95万円

※予算が無くなり次第、受付を終了します。

◆トイレ水洗化工事費用の貸し付けについて

10人槽以下の合併処理浄化槽の設置費用とトイレ水洗化改造工事や排水工事などの費用を無利子で

お貸しします。返済期間は60回(5年)以内です。

貸し付けを利用できる方

対象地域で既設の建物に合併処理浄化槽を設置する方のほか、いくつか要件があります。

貸し付けの限度額

・トイレ水洗化改造工事 1か所あたり 40万円

・し尿浄化槽廃止工事 1基につき 20万円

・排水設備設置工事 1戸につき 20万円

・浄化槽設置工事 5人槽 60万円

6～7人槽 75万円

8～10人槽 95万円

◆手続きについて

助成、貸し付けを希望する方は申請が必要です。

申し込み・問い合わせ先

下水道企業室水道施設課下水道グループ

☎23・6509

対象地域

ノシャップ3～5、富士見、西浜、抜海、オネトマナイ、夕来、クトネベツ、第一清浜、第二清浜、富磯、宗谷、宗谷岬、東浦、勇知、下勇知、上勇知、声問、サラキトマナイ、恵北、樺岡、増幌、上声問、沼川、曲淵、川西、川南、曙、開進、豊別、天興 ※声問は下水道事業認可区域を除く

■児童手当現況届の提出を忘れずに

児童手当を受けている方は、毎年6月1日に受給資格の有無を確認するため「現況届」の提出が必要です。

提出がない場合は、6月分以降の児童手当を受けられなくなりますので、忘れずに提出してください。

提出書類

▼全受給者

・児童手当現況届(5月下旬に送付しています)

・受給者本人の健康保険証の写し

※健康保険証の写しの「記号・番号等」を塗りつぶしてください。

▼支給対象児童と別居している方

・別居監護申立書

▼その他

・世帯の状況に応じて、その他の書類の提出を求められる場合があります。

・公務員の方は職場に問い合わせください。

提出方法

同封の返信用封筒で郵送

してください。(新型コロナウイルス感染症防止のため、郵送での提出にご協力ください)

提出期限

※今年度から様式が変更になっていますので、記入例を確認し、提出してください。現況届提出後、受給資格の有無を審査し、年間の支払通知書を送付します。

提出先・問い合わせ先

市子ども課子育てグループ

☎23・6529

■令和3年度市・道民税納税通知書を送付します

本市において課税される方の納税通知書は、6月10日(木)から送付します。

毎年課税になっている方で、6月24日(木)までに納税通知書が届かない場合は、ご連絡ください。

市税は、金融機関、コンビニエンスストア、市役所、給与所得控除や公的年金等

各支所で納税できます。納め忘れのない、便利な口座振替もご利用ください。口座振替を希望する方は、金融機関に必要書類を提出してください。

◎令和3年度の改正点

今年度の市・道民税から、

控除、基礎控除などの金額が変更となっているほか、所得金額調整控除やひとり親控除が創設されるなどの見直しが行われています。詳しくは、納税通知書や市ホームページでご確認ください。

問い合わせ先

市税務課市民税グループ ☎23・6392

■中学生の「税についての作文」を募集します

中学生を対象とした、「税についての作文」を募集します。

テーマ/税の仕組みや使われ方、学校などで税について学んだときに感じたことなど、内容が税に関

するものであれば、何でも構いません。

文字数

1200字以内(400字詰め原稿用紙3枚)

提出方法

提出先・問い合わせ先

提出してください。締切り/8月31日(火) ※入選発表は11月初旬を予定しています。

問い合わせ先 稚内税務署 ☎33・1156